子宮がん検診精度管理調査結果総括表【郡市医師会、市町】

検診機関の所在地（対象医療機関数）	加賀市（2）	小松市（7）	能美市（2）	川北町（1）	白山市（5）	野々市市（3）	津幡町（2）	内灘町（3）	かほく市（1）	七尾市（5）	羽咋市（2）	輪島市（1）	穴水町（1）	珠洲市（1）	能登町（1）	金沢市医師会（18）	成人病予防センター	予防医学協会
集団/個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	個別	集団	集団
無回答、検診未実施を除いた医療機関数	**2**	**7**	**2**	**1**	**5**	**3**	**2**	**3**	**1**	**5**	**2**	**1**	**1**	**1**	**1**	**※一括回答**	-	-
1．受診者への説明　（検診の際、あるいはそれに先立って受診者全員に対して行う説明）																		
(1) 検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分で報告されることを説明し、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(2) 精密検査の方法について説明しましたか（精密検査としては、検診結果に基づいてコルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など）	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(4) 検診の有効性（細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しましたか	2	7	2	1	4	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(5) 検診受診の継続（隔年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(6) 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く、また近年増加傾向にあることなどを説明しましたか	2	7	2	1	4	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	×
2. 検診機関での精度管理																		
(1) 検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診を行いましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(2) 細胞診の方法（従来法/液状検体法、採取器具）を仕様書に明記しましたか	2	7	2	1	5	0	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	×
(3) 細胞診は、直視下に子宮頸部及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理しましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(4) 細胞診の業務（細胞診の判定も含む）を外部に委託する場合※は、その委託機関（施設名）を仕様書に明記しましたか ※業務を委託していない場合は回答不要です。医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して回答してください。 回答欄にハイフン（-）を入力してください（空欄にしないでください）。	1	7	2	1	3	0	2	2	1	5	2	0	0	1	1	○	-	-
(5) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行いましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(6) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(8) 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取しましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(9) 問診の上、症状（体がんの症状を含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行いましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(10) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(11) 視診は膣鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察しましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
3. 細胞診判定施設での精度管理																		
(1) 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けていますか。もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行いましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(2) 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行いましたか。または再スクリーニング施行率を報告しましたか	1	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(3) 細胞診結果の報告には、ベセスダシステム注2を用いましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(4) 全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記しましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(5) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか	2	7	2	0	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(6) 標本は少なくとも5年間は保存していますか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
4．システムとしての精度管理																		
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	1	1	1	○	○	○
(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果（精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと）について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか	2	7	2	1	5	3	2	3	1	5	2	1	0	1	1	○	○	○
(4) 診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会（自施設以外の子宮頸がん専門家あるいは細胞診専門医を交えた会）等を設置していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した症例検討会や委員会等に参加しましたか	1	7	2	1	3	3	2	3	0	4	1	1	1	1	1	○	○	○
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか	2	7	2	1	3	3	2	3	0	3	1	1	1	1	0	○	○	○
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	2	7	2	1	3	3	2	3	0	4	2	1	1	1	0	○	○	○
評価Aの医療機関数	1	7	2		2			3		3	1			1		1	1	
評価Bの医療機関数	1			1	3	3	2		1	2	1	1	1		1			1
評価Cの医療機関数																		
評価Dの医療機関数																		
評価Zの医療機関数																		